

議案第40号 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例について

《改正の趣旨》

令和3年人事院勧告に準拠し、令和4年度からの任期付職員の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.1月分減額するもの。

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>改正</p>